

韓國公使趙民烈氏及び隨員、清國湖北留学生監督李寶翼氏、大審院、控訴院、地方裁判所部長諸氏等二百余名なりし今回卒業生及び優等生の氏名並に森本邦治郎氏の演説左の如し

○卒業生氏名

専科門

岡山県平民	妹尾繁雄	福島県平民	新妻誠一
愛媛県士族	砂田重政	山口県士族	廣澤亥之助
愛媛県平民	兵頭理藤太	栃木県平民	植木四郎作
新潟県士族	市野英次	島根県士族	石川吉衛
千葉県平民	加瀬和三郎	岡山県平民	柚木周平
兵庫県平民	森本治太郎	青森県平民	大井俊嶺
静岡県平民	丸尾宣太郎	福島県平民	安齋直江
茨城県士族	淺野正太郎	福島県平民	齋藤源五郎
兵庫県平民	有原作次郎	青森県平民	田邊喜一
神奈川県平民	草柳勘造	愛知県平民	天野宗太郎
山県県士族	平賀勝一	愛媛県平民	
岡山県平民	野山麻佐吉	石川県平民	小浦義一
神奈川県平民	伊従藤三郎	岡山県士族	内田清吉
茨城県平民	慶野七右衛門	福島県平民	鈴木伊勢之丞
愛媛県平民	二宮麻定	鳥取県平民	嵯峨里善市
北海道平民	山本讓	東京府士族	佐野四郎
福岡県平民	樋口定雄	鳥取県士族	中村貴彦
長野県平民	上條壽美造	北海道士族	村林直治
秋田県平民	齊藤運一	今宮勝也	

194 東京法学院大学記事 (第十九回卒業式・新学年の講師)
〔法学新報〕第十四卷八(一六二)号
明治三十七年八月十日

東京法学院大学記事

○第十九回卒業証書授与式 前号に報道せし如く去月十三日午後二時より大講堂に於て挙行一同席定まるや理事法学博士土方寧氏学事報告を為し次て学長法学博士菊池武夫氏卒業証書及び褒賞を授与し了りて卒業生に対し懇篤なる告辞を述べ卒業生総代妹尾繁雄氏及び清国留学生総代曹汝霖氏の答辭あり次に来賓岡部子爵、法学博士岡村輝彦氏の演説院友総代森本邦治郎氏の祝辞等ありて全く式を終りたる後別席に於て茶菓の饗應ありたり当日の来賓は清国公使楊樞氏及び隨員、

神奈川県平民 小俣房吉

東京府士族

天野徳也

岡山県平民 満藤政太郎

岡山県平民

田代周三郎

天野徳也

広島県平民 鳥居剛太郎

岡山県平民

三宅峯三

天野徳也

岡山県土族 植月 穏

岡山県平民

板東信七

天野徳也

山県県平民 鈴木好清

新潟県平民

永原庸太郎

天野徳也

群馬県平民 黒正見

福島県平民

泉英斌

天野徳也

奈良県平民 東井郁三

鳥取県平民

永見源藏

天野徳也

岩手県平民 栗野長幹

鳥取県平民

永見源藏

天野徳也

○優等生氏名

専門科第三年級

妹尾繁雄 新妻誠一 砂田重政

廣澤亥之助

兵頭理藤太 植木四郎作 市野英次

石川吉衛

加瀬和三郎 柚木周平 森本治太郎

大井俊嶺

同 第二年級

特待生吉田 久 特待生生田清三郎

特待生内田茂七

山崎今朝六 玉井喜久市

廣田豊次郎

大島信之助 波多腰周次

廣田豊次郎

同 第一年級

特待生伊澤巖吉 特待生遠藤八十治

特待生廣田弘道

特待生井手正一 高种 伊藤寛一

旧英語法学科第三年級

松尾參三郎

大学予科

特待生小俣房吉 特待生天野徳也

▲院友森本邦治郎君演説

私は唯お祝ひを申し上れは宜いと云ふことでお受けを致しまして院友の総代として此所に現はれた次第であります、其お祝ひをする祝辞を申し述ると云ふのは何をお祝ひするのであるか諸君か今榮誉なる所の卒業証書を得られて此学校を卒業されたと云ふことをお祝ひするのであるか卒業証書は一の証明状である学識其者ではない実力其者でもない無論証明状は学識を證明するものには違ひこりますまい併し諸君が三年の間本校に於て御勉強になつて此所に卒業証書を得られるやうになつたのは証書を得られるに相当した所の学識を得られて実力を得られた結果であるには相違ございませぬけれども卒業証書と云ふものは必ずしも力があると云ふことを證明するものではない唯斯くの試験の及第点を取つたと云ふことだけを證明して貰つたに過ぎない、併しどうか致しますすると世の中には諸君の中には無論ござりますまいか証書其物を大層有難く思ふ場合があり時かあり人があると私は思ふ殊に其証書に特權か附いて居りまする場合には証書其物を非常に有難かるものがある何故かならは其特權に依て職業を得られる証書か判事にもなれば医者にもなるのである此証書に特權か附て居る場合に於きましては屢々学校に這入て修業をする者か証書か得たいか為めに修業する人がある、学力の進む進まないはどうても善いのである実際の力か付と云ふことはどうても善いのである、唯証書其物を得さへすれば其証書か職業を得て呉れるから学力はなくとも善い自分は世の中に立て衣食に困らぬ、さう云ふ状態に在る所からし

て屢々其証書を得るか為に学校で修業する場合がある、夫てありますから試験の時になつてどうかすれば講義録を股の間に挟んで見ると云ふことか出来て来る、所か此僅か三個年の修業——僅かと云つたら甚た失礼でございますか此法律と云ふ専門の学問を修業するには恐らく終身でも尚足りないものであります、して見れば三年の修業と云ふものは僅かに法律と云ふ専門を修めたに過ないのであります、僅かに之から先き法律なる専門の学問を独り学ひをすることか出来ると云ふだけの力を得たに過ないのであります、夫は眞面目に証書を目的としないで勉強してそれだけのことであらうと思ふ、若も証書を目的として勉強した場合に於ては夫だけのことも未だ出来ては居ないのであらうと私は信するのでありますさう云ふ風でございますから此証書其物を得られたと云ふことを私か此所に登りまして大きな声を揚げましてお目出度うござりますると云ふのは理屈に嵌つて居ないと思ふ、若も其証書に特権ても付いて居たならば其証書か諸君に職業を与へまするならお目出度いか知りませぬか諸君の証書には特権か附いて居ない隨て証書を得られたと云ふことを此所で大きな声でお祝ひする必要はないと思ふ、夫てはお祝ひするのはどう云ふ点であるか夫は詰り諸君か力を得られた学力を得られたと云ふことをお祝ひしなければならぬ、所か私は今日諸君の学力はどれだけの力を持って居らるるか実は知らないのである夫故にそれもお祝ひする訳にいかぬ、さうなるとどう云ふ点であるか、私は諸君に向ひましては此卒業証書か特権を得て居ないと云ふことをお祝ひしやうと思ふ、若

し証書に特権が附いて居たならば必ずや諸君は其特権を利用するお考へを起されるに違ひない必ず其方が早い為に或方に引張り付けられる、例へは会社の役員か適当な人でも其証書に弁護士になる資格があつたならば会社へ入るには運動しなければならぬから弁護士になる遂に自分の不適当な方に引張り付けられる又此特権があると将来に向つて尚勉強しやうと云ふ勇気が出て来ないのであります諸君の学力は特権がある為に或は進まない場合かあるいはしないかと考ふるのであります、此特権の問題に付きましては世間にイロイロ喧ましいこともあつたのでありますか私は特権がないこそ善いのである実際の力を以て世の中と競争して行くことか出来るのである、実際の力を十分發揮することが出来るさうして特権を利用しやうと云ふ依頼心を持すして独立心を以て進めて行くことか出来るてあらうと思ふ、又諸君が証書を得られるに付ても三年の間た修業されたのは証書に特権の附いて居なかつた為に実際の力と云ふことに重きを置て必ず勉強されたことと私は思ふ、夫て諸君の力は恐らく証書に特権以上の方を持て居られるてあらうと私は深く信するのであります、此点か私が殊にお喜びを申し上たいと思つた所であります、特権がある為に事実其力を伸ばさなかつた例は屢々あります、特権がある為に事実其力を伸ばさなかつた例は屢々あります、或法科大学の卒業生であります、其人か文官試験を三度受て三度失敗した、所て逆も俺には文官試験を受るだけの力かない逆も及第する見込かないからと云ふので不適任と信しながら判事になつた、其場合に此人は特権がある為に判事の職を得

たと云ふことは其人の為には衣食を得られたのでありますから

結構でありますか併し其人か特權のない学校に居られたなれば
本当の学力を養はれて居たらうと思ふ又已に不適任と信する職

には就かなかつたらうと思ふ、今の実例のやうな場合に於ては
実は何か判事になつたのであるか証書か判事になつたので其國
民は氣の毒にも証書と云ふ判事に自分の権利なり自由なりを保
護されると云ふことになつて居る、夫て私は諸君の卒業証書に
特典の不足して居るか為に諸君が十分実力を目的として三年間
修業されたと云ふことを信し然して諸君の実力は其証書以上て
あると云ふことを堅く信して諸君にお祝ひ申すのでありますか
諸君の学はれた三年間の学問は先程も申します通り高尚なる
専門学に対して唯独習の力を養なはれたに過ないのであります
尚言葉を換へて云へは諸君か此学校を卒業されたのは恰も鳥の
雛か巣立をすると同してある併し鳥の雛か巣立をしたからと云
つて直ちに大空を翱翔することが出来るかと云ふとさうではな
い巣立をした後も其翼と云ふものを練習し発達させなければな
らぬ、諸君も仮令卒業された後も尚進んで修業をされなければ
なりますまい翼が弱いとどうしても十分に飛ぶことか出来な
い、私共も翼が弱いために何時までも此く碌々として居る諸君
か卒業されても諸君の翼は未だ十分と云ふことは私は決して認
めることが出来ないのである、諸君は之から吾々と兄弟分にな
られて共に兄弟的の交際をするのでありますから不遠慮に申し
上ますか諸君の翼は弱いことと思ふ、之から経験の上にも学
識の上にも十分翼を養はれ練習されて大空に舞うやうに努めら

ることを私は希望する

○新学年の講師 明治三十八年度授業担任講師左の如し

大学本科第一年級

憲法	法学博士	穂積八束
刑法汎論	法学士	平沼駿一郎
民法總論	法学博士	土方寧
物權法第一部	法学士	横田秀雄
債權總論	法学士	磯谷幸次郎
債權法第一部	法学士	磯谷幸次郎
債權原因論	法学士	馬場原治
親族法	法学士	奥田義人
経済学	法学博士	金井延
英國法	法学博士	土方寧
英語	法学博士	池田寅二郎
法学通論	法学士	高島捨吉
國法学	法学士	奥田義人
憲法	法学博士	清水澄
刑法汎論	法学士	穂積八束
民法總論	法学博士	平沼駿一郎
物權法第一部	法学士	土方寧
債權總論	法学士	横田秀雄
	磯谷幸次郎	

専門科第一年級

●点ヲ附スル分ハ本学年ヨリ
交代セラレシモノ

法学博士	米国文学マスター	英國人	法学博士	法学士	池田寅二郎	高島捨吉	奥田義人
法学博士	法学士	ルース	法学博士	法学士	土方寧		
法学博士	法学士	穂積八束	法学博士	法学士	平沼駿一郎		
法学博士	法学士	土方寧	法学博士	法学士	奥田義人		
法学博士	法学士	横田秀雄	法学博士	法学士	磯谷幸次郎		

債權原因論

親族法

経済学

同 第二年級

刑法各論

刑事訴訟法

民事訴訟法

物權法第二部

契約各論

相続法

商法總論

会社法

手形法

商行為論

平時國際公法

非常國際公法

同 第三年級

保險法

海商法

行政法

民事訴訟法

法学士

法学博士

法学博士

法学博士

法学士

法学博士

法学博士

法学士

馬場・原治	谷野・格	豊島・直通	横田・秀雄	奥田・義人	馬場・原治	今村・信行	松本・烝治	岡野・敬次郎	中村・進午	高橋・作衛	内田・嘉吉	湯川・元臣	美濃・部達吉	今村・信行	斎藤・一郎	加藤・正治	松岡・義正
-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------

財政学

国際私法

(実習科及ヒ攻究科担任講師八次号ニ掲クヘシ)

法学士

法学博士

法学博士

西野元

山田三良

西野元

山田三良

八四